

静岡県告示第465号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和6年6月25日から2週間富士土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年6月25日

静岡県知事 鈴木康友

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	清水富士宮線	富士宮市大久保字下谷戸 32番の10から	前	12.0~16.1	97.0
		富士宮市大久保字下條 60番の27まで	後	11.0~17.3	97.0

=====

静岡県告示第466号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和6年6月25日から2週間富士土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年6月25日

静岡県知事 鈴木康友

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	清水富士宮線	富士宮市大久保字仲屋地 190番の6から	前	13.8~14.5	33.0
		富士宮市大久保字仲屋地 191番の4まで	後	11.8~12.6	33.0